

# 参考資料－１

大阪府消費者保護審議会規則（昭和四十六年十一月二十四日 大阪府規則第七十一号）

（趣旨）

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条及び大阪府消費者保護条例（昭和五十一年大阪府条例第八十四号。以下「条例」という。）第三十四条の規定に基づき、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて審議会の委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額、審議会によるあっせん及び調停の手續その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例第二条第一号の表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、消費者の意見を代表する者及び事業者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（臨時委員及び専門委員）

第六条 審議会に、特別の事項に係る紛争について、あっせん、調停等を行うため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に係る紛争について、あっせん、調停等が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（消費生活苦情審査委員会）

第七条 審議会に、条例第二十五条第一項の規定によるあっせん及び調停並びに条例第二十六条に規定する資金の貸付けその他の援助に関する事項を調査審議させるため、消費生活苦情審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に属する委員等は、会長が指名する。

3 委員会に委員長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから会長の指名する委員を

もって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 委員長に事故があるときは、委員会に属する委員のうちからあらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

6 第五条の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

7 第五条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(あっせん又は調停に付する旨の通知等)

第八条 知事は、条例第二十五条第一項の規定によりあっせん又は調停に付することとした場合においては、当該あっせん又は調停に係る苦情の処理の申出をした消費者に対し、書面をもって、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、知事に対し、遅滞なく、苦情内容申告書（別記様式）正本一部及び写し二部を提出しなければならない。

(相手方に対する通知)

第九条 知事は、苦情内容申告書の提出があったときは、当該苦情内容申告書の写し一部を添え、相手方である事業者に対し、遅滞なく、書面をもって、条例第二十五条第一項の規定によるあっせん又は調停に付する旨を通知するものとする。

(あっせん委員の指名)

第十条 委員会によるあっせんは、三人以内のあっせん委員が行う。

2 前項のあっせん委員は、委員及び臨時委員のうちから事件ごとに委員長が指名する。

(あっせん委員の任務)

第十一条 あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めるものとする。

(あっせんの打ち切り等)

第十二条 あっせん委員は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めたときは、あっせんに打ち切ることができる。

2 前項の規定によりあっせんに打ち切ったときは、委員会は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(調停委員の指名)

第十三条 委員会による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。

2 前項の調停委員は、委員及び臨時委員のうちから事件ごとに委員長が指名する。

(代理人)

第十四条 条例第二十五条第一項の規定により調停に付された場合には、当事者は、弁護士又は調停委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

(関係人の陳述等)

第十五条 調停委員会は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の関係人又は参考人に陳述

又は意見を求めることができる。

(調停案の受諾の勧告)

第十六条 調停委員会は、調停案を作成し、当事者に対し、相当の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員全員の意見で作成しなければならない。

(調停の打ち切り等)

第十七条 調停委員会は、調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾する旨の申出がなかったときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

3 第一項の規定により調停を打ち切ったとき、又は前項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、委員会は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 第五条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

7 第五条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(報酬)

第十九条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第二十条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第二十一条 審議会の庶務は、府民文化部において行う。

(委任)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営並びに審議会によるあっせん及び調停に関し必要な事項は、会長が定める。